館山市広報

発行所　館山市役所
館山市北條1087番地
電話館山67・68・188番

1月末現在人口動態

總人口	60,065人
世帯數	12,540
出生	118人（男51・女67）
死亡	64人（男26・女33）
死産	6人
婚姻	43件
離婚	10件

税徴收の新方針

六月一日から實施

市財政建直しのカナメ

延滞金の完全徴收

市民皆さんのご理解とご協力によつて市税の納入は漸次向上してきておりますがその反面にはまだ相當の滞納が累積している現狀であります。

ご承知の通り市財政は市税をもとに國から配分される地方交付税・國縣補助金、その他等で賄われているものでありますがこの大部分を占める市税の收入が豫定通り入つて來ませんと教育・土木は勿論、衛生・社會福祉・消防等あらゆる市政の運營に支障をきたし、市の事業もできなくなつたり遅れたりしてしまいます市では今まで市民の自發的な納付をお願い又納税負擔を考慮して延滞金の徴收を見合せておりましたが、滞納者の一部には故意に滞納したり又滞納していればその金で個人の事業の方にも使えるなどと誤つた考え方の人も見受けられ、このまま緩慢とした狀態で行くならば市の財政を益々悪化させるばかりでなく、大多数の眞面目な納税者の納税意欲にも悪影響を及ぼす事になりますので、そこで今回延滞金の徴收・縣市民税の特別徴收・差押の強化・令書の毎期発行・出張徴收等不合理のない明るい市政の建設とここ数年以來窮迫した市財政を建直しに從來の種々の欠陥を是正した新方針により滞納の一掃に進む事になりました。

一、縣市民税の特別徴收とは

わかりやすく申し上げますと給與の所得を受けていられる方は所得税の源泉徴收をするのと同樣に直接月給から縣市民税を差し引くことであります即ちこの方法で徴收をされる納税義務者とは前年中に給與所得を受けた者で、四月一日の狀況においても引續き給與の支払を受けている者であります。ですから從來のような普通徴收をしないで所得税の源泉徴收のように縣市民税を差し引くことであり、この税額は六月分より翌年の三月分まで十ヶ月の分割納入です。この場合四月一日現在の給與支払者である所得税の源泉徴收義務者を特別徴收義務者と指定してこの方々に縣市民税を徴收していただくのであります。

二、延滞金の徴收

六月一日から納期内に納入していただきませんと必ず滞納税額百円につき一日四錢の割合で延滞金の徴收を實施いたしますこの場合延滞金は本税に先だつて徴收することになつておりますので、從つて納期がおくれればおくれるほど負擔が重くなることになります。

三、出張徴收の復活

僅かな徴收員をもつて納期内に全市の全世帯にお伺いできませんので、各町内の要望に應じて毎期徴收員による出張徴收を實施いたします。

四、差押の強化

著しく誠意のない滞納者又は多額に及ぶ滞納者に對してはすでに強制執行をして相當數の差し押えをしてきておりますが、更に納税に誠意をお示し下さらない場合には税額の多少にかかわらず差し押えをいたします。

五、公賣の實施

今までは差し押え處分を受けた者でも納めて下さるようお願いして公賣をしないでおりましたが、今後は誠意のない場合にはその差押物件を公賣いたします。

六、徴税令書の納期毎の發行

從來令書は年間を通じて一枚だけ發行しておりましたが、納期を忘れたり令書を紛失したりして不本意に滞納されている方達が多いようでありますので三十年度からは納期毎に發行することに改めましたから皆さんのご協力を得たいと存じます。

以上の通りでありますが、しかし滞納者の中にはいろ／＼な事情で到底一時に納付できない方達もありますのでその場合にはどうぞご遠慮なく税務第二課までご相談にお出で下さるようお願いいたします。

そのままにしておきますと負擔がます／＼大きくなりますので係では個々に説明をよく聞き、實情をよく調査いたしましてご相談申し上げることになつております。

館山市廣報は毎月十五日全市の毎戸にくばられております。皆様と市政を結ぶ唯一の機関です。住みよい、明るい館山市をつくるために、ぜひお讀み下さいますようお願いいたします。

市政を明るくする

納税貯蓄組合

納税の大切なことはだれでも知つていることでありますが、さて納期内に毎月納めることはなかなかむずかしいことであり、ふだんの用意がなければ不本意ながら滞納ということになつてしまいます。

この納税に對するふだんの用意として納税貯蓄組合の結成、或は加入することをおすすめいたします。

納税組合は昭和二十七年三月皆さんの積極的なご賛成により、着々成果を擧げておりまして発足以來現在まで組合数一〇六、納税加入人員五、八七九人と、年々増加をみるにいたつております。

納税貯蓄組合の説明

この納税組合と申しますのは各人の一年間納める税總額は大体わかりますからこれをもととして、月掛・日掛で組合に預けておきますと預かつたお金から組合で税金を納めてくれることになり、手数も省けて大變便利なばかりでなく、知らず知らずのうち完納されることになり又万一のときは自由に預金の引出もできます。

なおこの納税組合には左のような奨勵規程と特典が與えられております。

（一）組合設置奨勵金として組合員一人につき二十円を組合に交付する。

（二）組合員増加奨勵金として増加人員に對し一人十円を組合に交付する。

（三）完納奨勵金を年度内を通じて納期限内に完納した組合に左のように交付する。

1. 納税令書一通につき二円
2. 市税納付金額百円につき三円

（四）納税組合の預金利子に對しては所得税がかからない。

（五）納税組合の預金の利率は普通の預金の利率より高率に取扱われる。

このようになつておりまして、組合の設置は非常に簡單で十人以上の賛成者があれば、すぐに結成ができますので大いにその特典を御利用下さいますようお願いいたします。

少年相談所が設置されました

館山警察署

戰後激増した青少年の犯罪も昭和二十六年度を頂点とし、世相の安定と共に漸次減少の傾向にありますが、いまなお青少年による兇悪犯罪が發生している現狀であります。

警察はこれらの青少年の補導取締と同時に青少年を害する惡環境の淨化に懸命の努力をしているのでありますが、やはり一般ご家庭の皆様方の協力がなくては目的が達成されないのであります。

ご承知の通り少年事件につきましては少年法に定められているように、成人事件とは趣を異にしてあくまでも少年の健全なる育成を期し、非行少年に對して性格の矯正をする等、處罰が目的でなく將來の犯罪的危險性が考慮され保護處分等によつて少年を改化善導するのであります。

最近の世論調査におきましても少年補導が強く要望されている關係から警察も問題少年の早期発見補導の緊要性を痛感し、今回警察署内に「少年相談所」を設置して少年係員をしてご家庭の皆様から少年に關する諸問題の相談に應ずることとなりましたので皆様方にお知らせいたしますと共にご協力下さいますようお願いいたします。

自轉車荷車の鑑札をつけてありますか

自轉車荷車税は市税賦課徴收條例に定めてありますように、毎年四月一日現在で賦課され五月一日から同月三十一日までに納税していただくことになつております。四月二日以後異動（例えば新車購入した場合）がありますと、その都度届出により翌月三月まで月割計算で賦課し納税して頂くことになつておりますが、このように賦課期日以後にあつた異動については、おう／＼にして届出がなく賦課もれがちとなり、盗難調査上、あるいは交通道徳上にも大變支障のある場合があります「正直者が馬鹿を見る」、このような事のないようお互に気をつけあい無届無鑑の自轉車荷車の一台もないようにいたしましょうまた税額としては僅少ですが「ちりも積れば山となる」、たとえのとおり市の財政に大きく響いてまいります。すく／＼と伸び行く大館山市の建設的財源として一段の協力をしあいましょう。なお合併後舊村はそのまま財源の關係で、まちまちな鑑札をつけておりますが早急に豫算のゆるす範囲で付け換をいたしたいと思います。

無届・無鑑の自転車、荷車を所有される方は至急取得又は異動等の届出をされるようお願いします

舊村の方達に新しい保険證交付

國民健康保険は昭和二十九年度に限り、旧村旧市の條例そのままで使用されておりましたが、この四月一日からは館山市國民健康保険條例によつて實施されることになり、保険料も所得割・資産割・均等割・平等割の一律規準によつて賦課されます。

國民健康保険の被保険者となる方は健康保険・共済組合・船員保険等の職場保険に加入し保険證に記入されている方達を除き、全部国民健康保険の被保険者となります。

なお現在使用している保険證は三月末日で使えなくなりますから三月中に新しい保険證をお届けいたしますので四月一日から新しい保険證を使用して下さい。

但し舊市は今まで通り使用できます。

1. 赤ちやんが生れた方は助産費を、死亡のあつた方は葬祭費をそれぞれ五百円を差上げることになつておりますので印鑑と保険證を持參して届けて下さい。
2. 打撲・脱臼・骨折等の治療を受けた方は、治療費の五割を支給いたしますので領收證を添えて療養費の請求をして下さい。

公明選擧運動を推進いたしましよう

この運動の目的は、國民の一人一人に自主的に判断を下しうるだけの政治常識を備え、選擧は国民參政の權利であると同時に公の義務である本質をよく認識して自由で公正な行動ができる選擧良識をもつことであります。

近く衆議院議員の總選擧最高裁判所裁判官国民審査及び地方選擧が次から次と執行されますが、この運動を徹底するためには、下から盛り上がつたものでなければなりませんので公明選擧運動の推進團体等の結成に皆様ご協力をお願い致します。

屋外廣告物條例が改正されました

昭和卅年一月一日から屋外廣告物の縣條例が改正されまして、屋外廣告物の許可の申請をしようとする時は、許可手数料を納めなければなりません屋外廣告物というのは、はり紙・はり札・看板・廣告塔・廣告綱・つりさげ・アドバルーン・アーチ・電光ニユース・ネオン・イルミネーション等のことで、これを掲出又は表示するときは、必らず知事の許可をうけて美観風致の維持と公衆に對する危害の防止に努め許可を受けないで掲出または表示をした場合、屋外広告條例によつて五万円以下の罰金を科せられますから注意をして下さい

なお詳細は縣土木部計画課又は市役所建設課にお問合せ願います。

納税は期限内に

―取扱機関の一覧―

税金はかならず納期内に納めましょう。

市金庫に指定されている次の各金融機關の窓口をご利用下さい。

館山市役所及び各出張所
千葉銀行　北條支店
〃　館山支店
〃　那古支店
〃　船形支店
館山信用金庫
千葉興業銀行館山支店
日本相互銀行館山支店
千葉相互銀行館山支店
千葉縣勞働金庫館山支店

悔いなき一票！

總選擧二月二十七日

家をこわし、身を滅ぼす
恐しいヒロポンを撲滅しよう

昨年末から三月末日まで**ヒロポン撲滅縣民運動**が行われているが、覺醒劑ヒロポンの中毒が問題視されたのは昭和二十三四年ごろからです。ヒロポンの世間への害は非常に廣く、かつ深いものがあり、今や農山漁村方面へも廣がつて行き憂慮されています。ヒロポン中毒者の数は全國推定七十万から百万人、この人たちの犯罪検擧数が二十八年には千件以上です。

市内におきたヒロポン中毒者の事例 1・Aは事業を相當広く營んでいたが、二十七年ごろからばくち場に出入するようになり、そこでヒロポン注射を打始めた。ヒロポンとばくちに、Aはまたたくまに事業を失敗し、妻と別れ子供二人を抱え兄のもとへ頼つた。そこでも一日數十本のヒロポンを打續け、兄に口論をしかけ亂暴を働き近所の人たちをなぐり何度となく警察に注意された。Aはついに精神に異常をきたし警察署へまであばれこみ福祉事務所の世話で病院に収容された。

2、Bの家庭は中流だつたが母が死んでからは父が病身のため家庭がおもしろくなくぐれだし、廿四・五年ごろからヒロポンを打始め数を増すたびに金に困るようになり、詐欺横領をして入獄し、出所してからは自分の子に家財道具を賣らせヒロポンを買わせた。そして思うようにならないと、その子供をけつたりなぐつたりし、いつか精神に異常をきたすようになつた。最近は近所の商人に亂暴をするなど數回暴行を働き、又放火をしたりしたため近所の人たちは失火をおそれて福祉事務所へ相談に見えた。

ヒロポン注射の初期 ヒロポン常用者には、深夜作業者や無職でぶらぶらしている者が多く、その動機としては友人に勧められるなど、種々原因はあるが、悪い環境とともに精神的性格的素質が重要な原因ともなつている。ヒロポンの打始めは別に外部からはわからないが、いつか顔色が悪くなり、食欲がへり、やせて來るのが常である。

ヒロポン中毒者の症状 人によつて差はあるが、一日十本から二十本位の注射を大体一カ月位續けると中毒症状が現われる中には一日百数十本も注射をする中毒者もあり、一度中毒になると、やめても一・二年經過してから症状が出て精神異常となる場合もあるのであります。中毒になると、いらいらとし、やたらに物事が氣になり、不安で人が恐ろしく、だれもいないのにつけねらわれているように思い、他人が自分に対し何かたくらみやいやがらせをすると考えたり、物音が異常に大きく聞こえたり、連續的な音が自分をののしつているようにきこえ、常におびえるのです。この状態が續くと苦しくなつて、他人を無意味に傷つけたり、おいつめられたような気持になつて自殺を計つたりするのです。

ヒロポン中毒者の措置 この中毒者は精神衛生法によつて保健所または福祉事務所が扱つているが現在この患者を収容する施設が縣内には船橋市の總武病院ただ一カ所で（他の精神病院は扱かわない）。その唯一の總武病院も、東京都をはじめ全國から患者が殺到し、やつと入院できても完全に直るまで収容せず、粗暴な徴候がなくなると、二カ月か三カ月で退院させられ、退院後ちよつとした刺激でまた亂暴をしたり、注射をはじめて再び中毒になり、自分にも他人にも不幸を重ねるのです。どうぞ、皆さんの周囲にも、こうした不幸なきざしが見えたら、温かい思いやりと厳しい批判の目をもつて、青少年を悪の温床から救つていただきたいと存じます。

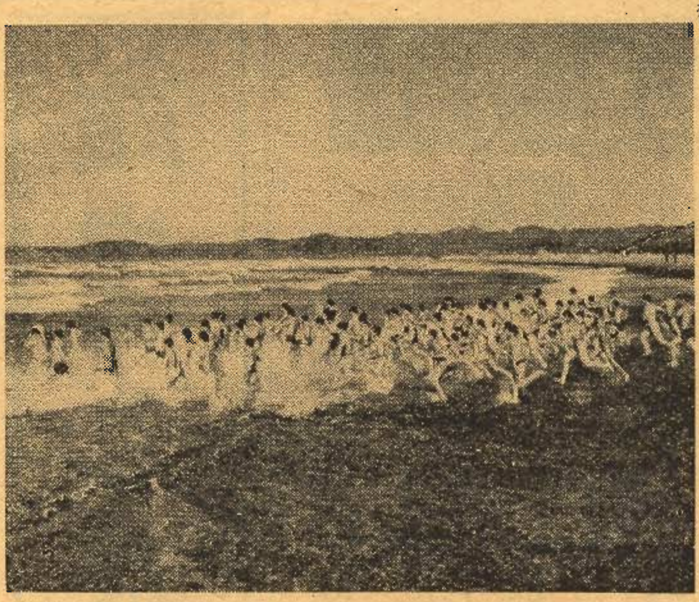

カッパ王國の
館山市寒中水泳大会
女子三十余名も参加

古い傳統をもつ名物の寒中水泳大會は一月二十日午後零時から鏡ヶ浦北條海岸で、千葉縣水泳連盟會長川名正義、館山市体育協會長高木喬兩氏を始め來賓觀衆三千數百のもとに盛大に行われた。この日参加の三八五名の若人は元気潑らつ、水温十二度、折りからの強風にまきあがる砂ぼこりの悪條件にも拘わらず数團に分れワツショ、ワツショのかけ聲と共に白波に突進する偉觀には、オーバーのエリを立てた觀衆もかんたんの聲を放ち誠に海の祭典さながらであつた。なお今回は特にNHKテレビ報道班の撮影により全國に紹介された

船形小學校
東校舎工事着手

昭和二十八年十月燒失した、船形小學校の校舍復旧は、地元民の努力と協力により去年六月延坪数二三六坪、近代的な二階建モデル校舍を完成したが、なお入教室の不足をみているので、先般さらに二四〇坪、總工費七〇〇万円をもつて二階木造建設にかかり三月下旬完成をめざしている。

病害虫防除用農藥購入資金確保について

本市における主要食糧の病害虫による被害は年々その度を加えつゝある現況で、減収量も又ばくだいな数に達しております。この反面に、病害虫防除の縣補助金が、昭和三十年度におきましては大巾に削減されるかも知れませんので、それにともない防除經費の農家負擔の増大が豫想されることが必至でありますので、防除用藥劑を早期に確保して適期に完全防除を實施するために、これに必要な資金を常時農藥基金として備蓄し万一に備え、防除を適期に實施できるようにしなければならないと存じますので次の要領により基金の備蓄をおすすめいたします。

一、平時における病害虫防除に必要な農藥の購入資金として、部落又は組合單位で、一反歩當り、玄米一升超過供出或は一〇〇円を最低備蓄の目標として、農協に口座（農藥貯金）を設け、常時資金の確保を計画しておいて頂くという事であります

二月中旬から
三月中旬にかけての天気予想

概況 大陸の高気壓は例年よりやや強く二月中旬は北偏して北日本に張出し北高南低型となり、低気壓は南岸沖を通りやすいため、關東以西は雨雪の日が多い見込で寒波が北日本より南下し平均氣温はやや低くなりましょう。中旬末には天気は回復し季節風は一時強くなります。

二月下旬から三月中旬にかけては、本邦附近を通る高気壓の去來が多く、しばしば多型に近い気壓配置が現れ平均氣温はやや低く、春の訪れは幾分遅れる見込です。なお低氣壓が三陸沖合でかなり發達することがあるので一時季節風が強くなることが豫想されます

平均氣温 やや低く春の訪れは幾分おくれる。

降水量 平年並かやや少い。

日照時数 やや少ない。

今年は火災が多く發生しております。
==お互に火の元に注意して下さい。==
電話で火事と言えば消防署が出ます。

昭和二十九年商業調査結果概要（その一）

昭和二十九年九月一日現在の市内の總店ぽ数は一、二三二、従業者数は三、四五八でこれを昭和二十七年商業調査の結果と比較すると、第一表に示すように、店ぽ数においては一一七、従業者数においては八五八の増加となつてをります。

店ぽの地區別分布状況をみると、北條地區が最も多く全体の四二%をしめ、次いで館山地區が二〇%、船形地區が一三%、那古地區が九%で舊市内が全体の八五%を示し、又最近二年間の著しい傾向に個人經營店ぽの減少に対し、法人経營店ぽの増加が目立つています。

業種別をみますと小賣店ぽ一〇〇に対して、卸賣店ぽは一三の割合で、卸賣店ぽの中にあつては農畜水産物卸賣業が全体の二十一%、飲食料品卸賣業がこれに次いで一八%を示し、又小賣業者店ぽの中にあつては飲食料品小賣業が最も多く全体の四十七%で、飲食店がこれに次いで一二%をしめしております。

第1表　店舗数と從業者数の經營別構成

		昭和27年		昭和29年		増減(△)
		實数	比率	實数	比率	
總数	店舗数	1.115	100	1.232	100	117
	從業者数	2.600	100	3.458	100	858
法人	店舗数	133	12	273	22	140
	從業者数	751	29	1.571	45	820
個人	店舗数	982	88	959	78	△ 23
	從業者数	1.849	71	1.887	55	38

第2表　店舗の地區別分布状況

	昭和27年			昭和29年			増減(△)		
	總数	法人	個人	總数	法人	個人	總数	法人	個人
總数	1.115	133	982	1.232	273	959	117	140	△ 23
船形	160	16	144	161	23	138	1	7	△ 6
那古	91	10	81	107	17	90	16	7	9
北條	463	84	379	520	176	344	57	92	△ 35
館山	216	19	197	255	41	214	39	22	17
西岬	46	2	44	45	2	43	△ 1	0	△ 1
神戸	27	0	27	26	2	24	△ 1	2	△ 3
富崎	54	1	53	58	6	52	4	5	△ 1
豊房	15	1	14	22	4	18	7	3	4
館野	27	0	27	20	1	19	△ 7	1	△ 8
九重	16	0	16	18	1	17	2	1	1

第3表　業種別店舗数

業名		店舗数	比率
卸賣業	總数	146	100
	1 農畜水産物卸賣業	30	21
	2 飲食料品卸賣業	26	18
	3 繊維・繊維製品及び身廻品卸賣業	6	4
	4 化學藥品・医藥品及び化粧品卸賣業	6	4
	5 鑛物・鋸及び機械器具卸賣業	9	6
	6 木材・竹材及び建築材料卸賣業	10	7
	7 屑物卸賣業	10	7
	8 その他の卸賣業	27	18
	9 代理商及仲立業	22	15
小賣業	總数	1.086	100
	1 飲食料品小賣業	507	47
	2 飲食店	132	12
	3 織物・衣服及び身廻品小賣業	6	1
	4 洋服小賣業	33	3
	5 靴及び履物小賣業	35	3
	6 その他の衣服及び身廻品小賣業	38	3
	7 医藥品及び化粧品小賣業	21	2
	8 金物・荒物及び農耕用品小賣業	69	6
	9 家庭用機械器具小賣業	22	2
	10 路上運搬機小賣業	16	1
	11 家具・建具及び疊小賣業	25	2
	12 陶磁器及び硝子器小賣業	10	-
	13 石油及び燃料小賣業	18	2
	14 その他の小賣業	144	13